

## 船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第39号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年1月30日 09時10分ごろ	
発生場所	山口県萩市萩港浜崎防波堤灯台から真方位133°440m付近 (概位 北緯35°25.3′ 東経131°24.1′)	
事故等調査の経過	平成21年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>しょうえい</sup> 松栄丸、6.1トン YG2-7927（漁船登録番号）、個人所有 B 渡船（船名なし）、全長7.48m なし、山口県萩市	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、免状なし、64歳、経験年数7年	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首に擦過傷 B 左舷後部の舷縁材破損	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、萩市松本川左岸に係留するため、ごく低速力で上流に向かって航行中、B船は、船長及び乗客1人が乗船し、手漕ぎで同川を右岸から、左岸の船着き場に向け航行中、平成21年1月30日09時10分ごろ、A船の船首とB船の左舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし 海象：潮汐 上げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が、適切な見張りを行わず、B船に気付かなかったため、衝突を避けるための措置をとらなかったものと考えられる。 B船が、適切な見張りを行わず、衝突を避けるための措置が遅れたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が川を上航中、B船が川の右岸から左岸の船着き場に向け航行中、A船がB船に気付かずに航行し、また、B船がA船との衝突を避けるための措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	